

# 特定計量器販売事業届出制度の概要

## 1 販売事業の届出

政令で定める特定計量器の販売（輸出の為の販売を除く。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、次の事項を、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。※ただし届出製造事業者、届出修理事業者の届出に係る特定計量器で、その者が製造又は修理したものは届け出ることなしに販売事業を行ってもよいことになっています。（計量法第51条第1項）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名
- ② 事業の区分
- ③ 当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

★特定計量器で、販売事業の届出が必要な計量器（経済産業省令で定める事業の区分）  
非自動はかり（家庭用特定計量器となる非自動はかりを除く）  
分銅及びおもり

※提出書類については表1を参照してください。（事業の区分の略称「質量計」）

**[罰則]**法第51条第1項に違反した者は、第174条に基づき、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。（両罰規定）

## 2 販売事業者の遵守事項

販売事業の届出をした事業者には、適正な計量の実施を確保するため、遵守すべき事項が定められています。（計量法第52条第1項）

### ✓遵守すべき事項（施行規則第19条）

- ① 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めてください。
- ② 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明してください。（資料1をコピーし説明の際に使用してください。）

### ✓不遵守の場合の措置（計量法第52条第2項、第3項、第4項）

- ① 都道府県知事は、販売事業者が遵守すべき事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障が生じていると認められる場合、遵守すべきことを勧告することができます。
- ② 勧告に従わなかった場合、その旨を公表することができます。
- ③ 勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、特に必要があると認められるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

**[罰則]**法第52条第4項（上記③）の規定による命令に違反した場合は、第174条に基づき、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。（両罰規定）

### 3 届出書記載事項の変更の届出

計量器販売届出事業者は、特定計量器販売事業届出書に記載する事項（氏名又は名称・代表者氏名・住所・営業所の名称・営業所の所在地・営業所の増設及び削減）に変更があった場合、遅滞なく「事業届出書記載事項変更届」（別紙様式参照）により、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

※提出書類については表1を参照してください。

### 4 販売事業廃止の届出

計量器販売届出事業者は、その届出に係る事業を廃止した場合は、遅滞なく「事業廃止届」（別紙様式参照）を当該都道府県知事に届け出なければなりません。

※提出書類については表1を参照してください。

表1 届出に係る提出書類

申請者	区分	届出事項	提出書類
法人	新規	①法人名 ②法人の代表者 ③法人の住所（本店の所在地） ④営業所の名称及び所在地 ⑤事業区分（販売事業では質量計のみ）	①特定計量器販売事業届出書 ②履歴事項全部証明書 （届出前3ヶ月以内発行のもの）
	変更	①変更事項 ②変更理由	①特定計量器販売事業届出書記載事項変更届 ②履歴事項全部証明書 ※新規届出事項の①～③に変更があった場合 （届出前3ヶ月以内発行のもの）
	廃止	①営業所及び事業所等の所在地	特定計量器販売事業廃止届
個人	新規	①氏名 ②住所 ③営業所の名称及び所在地 ④事業区分（販売事業では質量計のみ）	①特定計量器販売事業届出書 ②住民票 （届出前3ヶ月以内発行のもの）
	変更	①変更事項 ②変更理由	①特定計量器販売事業届出書記載事項変更届 ②住民票 ※新規届出事項の①、②に変更があった場合 （届出前3ヶ月以内発行のもの）
	廃止	①営業所及び事業所等の所在地	特定計量器販売事業廃止届

様式については香川県計量検定所のホームページよりダウンロードしてください。

※事前にメールまたはFAXでの内容確認を行います。

## 5 販売事業者の修理行為

販売事業者は、経済産業省令で定められた軽微な修理についての行為をすることができます。

なお、軽微な修理以外の特定計量器の性能等に係る修理行為を行う場合は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に修理事業の届出をしなければなりません。(計量法第46条、施行規則附則第5条)

軽微な修理の一例を以下に記載してあります。(施行規則第10条)

① 非自動はかりに係る次の修理

イ 水平調整ねじ、目盛覆い、調節脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え

ロ 台はかりに係る台環又は支え鉄の補修又は取替え

② 電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え

③ 外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え

お問い合わせ先：香川県計量検定所

住所：〒761-8031 高松市郷東町587-1

TEL ☎：087-881-2517 FAX ☎：087-881-1370

URL: <https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiryo/>

E-mail ✉: [kagawa-keiryou@pref.kagawa.lg.jp](mailto:kagawa-keiryou@pref.kagawa.lg.jp)

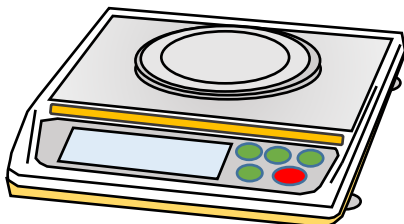
## はかりをご購入の方へ

### 1 はかりの種類

はかりの種類は一般的に電気式はかりと機械式はかりがあり、代表的なものを下図に示しています。

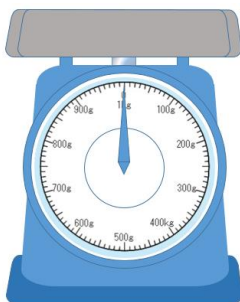
#### ① 電気式はかり

指示はデジタル式で、プリンターや他の処理装置と組み合わせたものもあります。



#### ② 機械式はかり（ばね式指示はかり）

ばね式指示はかりは、ばねの弾力の性能を利用して質量を計るもので、ばねの形状には種々ありますが、主につる巻きばねが使用されており、一般商業用として多く用いられています。



### 2 はかり使用上の注意

- ・ はかりを使用する前には、零点の確認を行ってください。
- ・ 適正な使用範囲で使用してください。

はかりは一定の範囲外で使用すると誤差が大きくなるため、被計量物に対し余裕のあるひょう量のもの（2倍程度が望ましい）を選定し、目量についても計量目的（精度）にあったものを選ぶようにしてください。

例) 被計量物：5000 g の赤ちゃん → ひょう量 10kg、目量 2～10g のベビースケール  
 被計量物：50 kg の大人 → ひょう量 100 kg、目量 200～500g の体重計

※ひょう量……………そのはかりで計り得る最大の計量値。

目 量……………はかりで認識できる最小の表示値。

- ・ 被計量物は、載せ台の中央に載せて計量してください。
- ・ 被計量物の載せ降ろしは、静かに行ってください。

- ・ 設置場所の確認を行ってください。

設置場所が水平か確認し、水平でない場合には水準器等で確認しながら水平にします。(下図参照)  
外乱（雨風やエアコンの風、振動、磁気等）の影響の少ない場所を選んで設置してください。



良好



要調整

※ご購入したはかりの取扱説明書をよく読みご使用してください。

### 3 取引又は証明に使用できるはかり

取引又は証明に使用するはかりには図 1 に示す検定証印又は基準適合証印が付されていることが必要です。



図 1 検定証印と基準適合証印

検定証印等のないはかりを、取引又は証明に使用すると、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（又は併科）に処せられることがあります。（両罰規定）

### 4 定期検査について

取引又は証明に使用するはかりは2年に1回定期検査を受けることが義務付けられています。  
定期検査を受けずにはかりを使用すると50万円以下の罰金に処せられることがあります。（両罰規定）

詳細は、香川県計量検定所のホームページ「はかりの定期検査制度について」を参照してください。

**お問い合わせ先：香川県計量検定所**

住所：〒761-8031 高松市郷東町587-1

TEL ☎：087-881-2517 FAX ☎：087-881-1370

URL：https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiryo/

E-mail ✉：kagawa-keiryou@pref.kagawa.lg.jp